

消防法令上の命令を受けている対象物一覧

番号	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	命令を受けた者	命令年月日	命 令 事 項
1	やぐるま荘	朝倉市杷木久喜宮 1890番地1	師岡 愛子	令和4年 2月7日	1 令和4年5月7日までに消防法令の技術上の基準に従い、2階の屋内消火栓設備を使用できるように改修すること。 2 令和4年5月7日までに消防法令の技術上の基準に従い、屋内消火栓設備を有効に作動することができるように消火ポンプを改修すること。 3 令和4年5月7日までに消防法令の技術上の基準に従い、自動火災報知設備の感知器を設置すること。 4 令和4年5月7日までに消防法令の技術上の基準に従い、自動火災報知設備を有効に作動することができるように予備電源を改修すること。 5 令和4年5月7日までに消防法令の技術上の基準に従い、自動火災報知設備を有効に作動することができるように断線を改修すること。